

---

令和2年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和2年12月23日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和2年12月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第9号) (討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第5号) (討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第14号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第10号) (質疑・討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）（討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第14号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君

14番 荒川 政義君

---

欠席議員（1名）

7番 砂田 雅一君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	大下 崇生君	産業建設部長	……………	中村 光宏君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	山本 勲君	教育次長	……………	永田 広幸君
病院事業局総務部長	…	大元 良朗君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。

1 2月21日の本会議に引き続きお疲れさまです。これから本日の会議を開きます。砂田議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）から、日程第8、議案第8号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第1号につきまして、農地一般管理経費84万3,000円と総合体育館・陸上競技場管理運営経費283万4,000円の補正予算についてを主な理由として、反対討論をいたします。

まずは、農地一般管理経費の光熱水費につきましては、橘グリーンパークの漏水による水道料84万3,000円ということでありまして、これにつきましては、たとえ町が使用する水道での漏水でありましても、ルールに基づいて水道料を支払わなければならないということで、予算化をしているということでありまして、水道を利用し水道料を納める立場とすれば、また水道会計としても当然のことであるとも言えます。

一方で、町全体の水道使用料が責任水量の70%程度であるという現状から、町が広域水道に支払う水道料がこの漏水分だけ増えるというわけではないものでありまして、町が管理する施設で生じた漏水について、実際には発生していない費用を町民の税金で補てんするというのは、納税者である町民の立場からすれば便益のない費用を負担するという理不尽なものであるとも言えます。

言い換えますれば、漏水の原因は町民には無関係なものでありまして、町民の立場としましては、町の管理上の損害として賠償を求めなければならない可能性もあると言えますので、この予算をもって、安易に損害を補てんすることはできないものであるとも言えます。仮に、町予算をもって漏水分の水道料を支払うとしましても、漏水の原因をはじめ工事の管理の方法等について精査、検証し、公金を充てるべき根拠を明確にすることが必要であると思います。

一方で、そういうシビアな議論をしなくても、同じ町の内部のことでありまして、漏水によって実質的な損害が発生しているわけではありませんので、予算化して町民に負担をさせるべきではないと考えます。

町として支出がないのにも関わらず、町民の負担により水道会計の収入にするというのは町水道会計としては収入が増え、水道受益者にとっては間接的な利益があると言えますが、一方で水道未加入者も含めた納税者全体たる町民の立場としては、受ける利益は存在しないのに漏水の費

用を負担させられるということになり、公平原則に反するものであるとも言えますので、議論の余地が残っておるこの漏水に関する補正予算は、少なくとも今議会で計上する必要はないとも言えます。

もう一点の、総合体育館・陸上競技場管理運営経費につきましては、質疑でも申しあげましたとおり、指定管理者指定の議案との関連性がありますが、13号議案が可決されましたので、当然のことながら、この補正予算には反対せざるを得ないものであります。

この予算は、これまで指定管理の業務範囲に含まれていなかった部分についての樹木の剪定業務を実施するための経費であります。この経費283万4,000円を投じて来年の3月末までに剪定作業を実施した後、4月から同じ樹木の剪定作業は指定管理業務に移行することから、来年の4月から令和4年の3月末までの間に2回の剪定作業を行うこととなります。

当該施設の指定管理料は年額にして242万6,000円の増額であり、その増額の理由は樹木管理や消費税増税という御説明でしたので、仮に消費税増税や人件費増額を見込まないとしたとしても、今回の補正予算による樹木剪定を来年3月末までに実施することは、明らかに令和3年度の指定管理者による樹木剪定費用と重複するものと言えますし、指定管理料で見込む年2回の樹木剪定費用と比べましても、過大見積もりであると言えるものであります。

いずれにしても、本予算により1月から3月までの間に剪定をしなければならない、樹木の剪定をしなければならないという理由は合理性を欠くものであり、到底理解できるものではありません。これまで管理されていなかった樹木であるという御答弁もありましたが、当然、そのことを考慮して指定管理料が見積もられたわけでありまして、これまでも管理されていたとされます樹木もこれと同等の現状であることからして、あえて町が別の予算をもって剪定をしなければならない理由はないと言えます。

指定管理との関係におきまして、この予算自体が不要であるものと言えますし、仮に指定管理者との協議の上での予算化であるとすれば、それは公平公正であるべき指定管理の選定手続上、重大な瑕疵があると言わざるを得ませんし、団体としての継続性がどこにも規定されていない個人事業主を団体として扱うなど、不合理な点が多々あるにも関わらず、既に指定管理者選定議案が可決された以上、1回当たりの剪定費用が指定管理料に比べて4倍近いこの予算を計上することは、あまりにも過大であると言わざるを得ず、一体的な事業をわざわざ分割して個々に独立の予算を計上したと言える極めて不合理かつ非効率なものであり、本来は複数の事業でもこれの一つとして捉え、諸経費を調整すべきところでありまして、毎度申し上げますように、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げなければならないと規定されております地方自治法2条14項の規定からしても、この予算は認められないものと言えます。

あからさまな二重計上であり、無駄であるという指摘に対して、合理的に説明ができないよう

な予算を議会が認めるようなことがあってはならないと考えます。

以上、2点の理由から、本補正予算議案には反対をいたします。

最後に、これは議員の皆様には言うことではないかもしれませんが、この場をお借りして、先日から執行部の答弁で顧問弁護士に確認したという言葉が度々使われておりますが、自治体の議会における議論の場において、個人の見解が根拠にされるようなことは避けるべきでありますし、法律というものはバランスが重要であり、矛にもなれば盾にもなるというものでありますので、弁護士の見解が常に正解であるなら裁判所は必要ありませんし、いち弁護士の見解をもって議会の議論に蓋をするようなやり方は、自治体にとって百害あって一利なしと言えるものと申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 執行部の皆さん、御安心ください。私は、ちゃんとした賛成討論を行います。

議案第1号一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算1億3,310万1,000円の主なものは、再編交付金を財源とした福祉医療費一部負担金助成事業基金及び外国語活動推進事業基金への積立、ふるさと寄附金増額に伴うふるさと応援基金への積立、地域の要望に応えるための支所及び出張所経費、不具合が生じている施設の修繕費や改善工事費、生活困窮者自立支援事業や障害者自立支援給付金事業の追加計上、イノシシ被害防止のための鳥獣被害防止施設等設備事業の追加計上、イノシシ捕獲の有害鳥獣捕獲委託料の追加計上、災害復旧工事費など、町民の生活や将来のまちづくりに必要不可欠な予算であり、私は可決すべきものと考えております。

先ほどの田中議員の反対討論に迷わされることなく、議員各位におかれましては町民の生活のため、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正

予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第8号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第8号病院事業特別会計補正予算につきまして、期末手当の引下げに伴う人件費削減について反対をするものであります。

再編計画という観点では人件費の削減はやむを得ないことであると言えますが、現在のコロナ禍にあつて医療従事者へは、国全体で感謝と応援の機運が醸成されていると言えます。

本町におきましても、東和病院が入院協力医療機関に指定され、中等症から無症状まで患者を受け入れる体制ができており、全国的な感染拡大の状況下にあつて、本町においても感染者が確認され、今後コロナ患者への対応が現実問題になっている状況にあると言え、病院職員の負担が一気に増大する可能性があると言えます。

職員が休暇をとっただけで、19床の病床を休止しなければならないような脆弱な人事環境にあり、労働基準法で規定された時間外手当が適正に支払われているかどうか調査しなければ分からないような労働環境にあるのですから、平時においてさえ病院職員の負担が大きいであろう職場環境でありながら、コロナの危機にさらされる状況下において、期末手当の削減をするなど社会情勢や本町の医療環境が置かれている状況に逆行するものと言わざるを得ません。

コロナ禍にある医療への支援として、応援の気持ちやメッセージも不要とは言いませんが、必要なのは医療従事者への差別や偏見をなくす対策とともに、待遇面での向上であり金銭的な支援にはかならないものと言えます。

今、この時期に手当を削減し、待遇を悪化させるなど到底理解できないものであり、社会の状況や現場の職員の気持ちに寄り添わず、人事院勧告を理由として手当を引き下げるといった機械的な対応しかできないようなことでは、再編計画を成功させ、この町に医療を残すという大きなミッションを達成することは到底不可能であると言えます。

経営改革の面では、人件費の削減もやむを得ないことであると言えますが、コロナ禍という未



曾有の非常時を乗り切るためにも、今は人件費削減をするべきときではありません。組織のトップとしては、職員に先立って改革の志を示すべきだとは思いますが、そのトップの手当削減に先行する形で職員の期末手当を削減するような予算では、医療従事者を支援するどころか、現場の職員に余計な精神的負荷とモチベーションを下げる結果になるとも言えます。コロナ禍における医療提供の使命と再編計画や経営を同列で考えるべきではなく、優先順位を考え、短期的、中期的な観点から必要な対策を見極めるべきであると思います。

もちろん、手当の引下げについては、職員との合意の上とのことではありますが、だからこそ非常に厳しい状況にありながら、やむなく期末手当削減に合意した、そういう職員の思いに報いるためにも、今は手当を下げるべきときではないと申し上げまして、反対をいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第9号

#### 日程第10. 議案第10号

#### 日程第11. 議案第11号

#### 日程第12. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてから、日程第12、議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第9号病院事業管理者が医師である場合の給与条例の改正について。この削減自体に異を唱えるものではありませんが、条例改正を出すなら、先の11月臨

時議会に上程することもできたはずでありまして、それであれば職員の手当の引下げに同調することができたものでありまして、最悪、専決処分という手法もあったわけではありますが、それをあえて避けてとおりに、今定例会に上程したことは誠に残念でありまして、改めて改革の志の見える給与条例の改正を求めて反対といたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第14号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第14号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、今月4日の首相記者会見で発表があり、11日に閣議決定されました国の予備費を使った緊急的な支援、ひとり親世帯臨時特別給付金について、本町においても支給を可能とするための予算計上でございます。

この給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育ての負担増加や収入の減少に対する支援を早急に行うためのものでございます。

なお、この度の給付金は、先の6月議会で御議決いただき、既に支給を実施しておりますものと対象や給付額は同様で、年内に基本給付の再支給を行おうとするものであります。

それでは、お配りしております議案綴（第2号）の3ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に618万5,000円を追加し、予算の総額を177億8,349万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金に、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金事業にかかる事務費と事業費の補助金として、計618万5,000円の追加計上であります。

次に歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費におきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金事業にかかる事務費等の必要経費や、ひとり親世帯1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円の基本給付を行うために必要となる給付金など、合計618万5,000円の計上であります。

以上が、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと仕組みのところだけ、簡潔に簡単に教えておいていただきたいんですが、基準日とか、適応基準日とか、これは多分、町のほうから把握されている方へ郵便か何かでお送りして手続をするということになると思うんですが、その辺の基準日、いつの基準日が対象者になるとか、手続の方法とかそういったこと。あと、それを個別に通知して役場へ来てもらうのか、何か郵便で手続するのか分かりませんが、その辺の手続についてちょっと補足説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 手続ということでございますので、まずこの12月11日に国の予備費を活用するというので、予備費の使途の閣議決定を行っております。その12月11日というのが基準日となります。

そして、対象者となるのが3段階に分かれておまして、令和2年6月分の児童扶養手当受給者というのがまず1つです。それから、公的年金等を受給をしていることによって、令和2年6月に児童扶養手当の支給を受けていない方もこのたびの対象者となっております。それから、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方も対象者とするという形となっております。

今回、基本給付という形で支給、再支給という形になりますが、基本給付というのは基本的なことを言うと、前回の6月の段階では追加給付という形で、児童手当を受けていてかつ著しく収入が下がった人にはプラス5万円というのが実はございました。ですが、その人は今回は対象から外れているという状況でございます。そういう形で、申請というのは今回受付はいたしません。ですからもう6月時点での対象者という形で支給をしていきます。

通知は、ですから本日御議決をいただくことができたならば、早急に、早急にというのは今日か明日かには対象者のほうに通知をいたしまして、支給日は非常にタイトなスケジュールで行いますけれども、28日に行うということにしております。

そして、実はこの申請は2月の末まで申請可能だということになっておまして、前回の6月で、まだ申請をして支給をされていない方は2月末まで、まだ対象があると。その方については、6月分の支給と合わせてということで2倍の支給があるということとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかにございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） すいません、今の説明の中で、6月現在の方に支給されるというのですが、6月以降に例えばひとり親になった御家庭とかいうところに対しての支給は、今回ないということによろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 先ほど申し上げたように、基本的に6月の支給分の対象者ということになっておりますので、そういう形になりますけれども、12月11日時点で基本給付の申請を行っていない方ということ、先ほど私は2倍になりますよということをお知らせしましたので、本来対象となる6月の児童手当の支給を受けていない方も、先ほど2番目に申し上げたんですが、対象になるということで、そういった方も、その方については申請をしていただかないと分かりませんで申請をしていただくということになるんですが、実は、この後また1月に児童扶養手当の支給ということがございます。これは通常の支給ということになりますので、そういったいろんな機会がまだございますので、その時点で対象になるかならないかという判断をいたしますけれども、基本的には6月の支給が対象者であるということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 私から、1つだけちょっと質問させていただいて。6月のときには1,300万円程度が計上されておまして、今回約半分になって740万円ぐらいが減額されておると。この6月のときの時点の人数、対象人数と今回でどれくらい差があるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 6月に一般会計補正（第4号）ということで提出をさせていただいております。その段階では、基本給付132世帯876万円。それから、先ほど申し上げました追加給付という部分で96世帯480万円ということで、1,356万円の給付を行うという形で補正予算を提出をさせていただきました。この11月末までにお支払いをした方が、基本給付87名585万円、それから追加給付65名325万円、計910万円を支出をしております。よって、6月補正の残高が446万円ございます。

そして今回、12月から、先ほど申し上げたように2月末まで申請がございませんで、その見込み額、基本給付再支給については、先ほど申し上げたように87名を見込んでと言いますか、87名としております。この方が先ほど申し上げた28日に支給をしたいと、こういう話でござ

います。

そのほか、その段階で漏れていた方についての人数を、当初より少し人数的には落としておりますが、基本給付と再支給分のその段階で漏れている方を33名見込んでおります。それから追加給付については11名を見込んだということで、本来の支出額は1,060万円ということで、先ほど言った差し引きをしまして、給付については614万円という形で補正を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和2年第4回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時06分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 白鳥 法子

署名議員 竹田 茂伸

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員